静岡県告示第195号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ(小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量 29.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

·	事官连区方に能力りる数里		
	知事管理区分	配分数量	
:	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等	18.2 トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等 (4月から7月まで)	5.2トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等 (8月から11月まで)	3.3トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(12月から翌年3月まで)	9.7トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業		
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (4月から7月まで)	3.5トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (8月から11月まで)	2.2トン	
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (12月から翌年3月まで)	0.4トン	

(注)漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量

14.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等	9.1トン
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(くろまぐろはえ縄漁業)	7.1トン
(12月から翌年3月まで)	
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(くろまぐろひき縄釣漁業)	1.5トン
(11月から翌年3月まで)	
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他漁業)(周年)	0.5トン
静岡県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	

(注)漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。